

川西市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

川西市長

越田 謙治郎

川西市条例第 17 号

川西市税条例等の一部を改正する条例

(川西市税条例の一部改正)

第1条 川西市税条例（昭和30年川西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項本文中「施行規則」を「、施行規則」に改め、同項ただし書中「、前年中」を「前年中」に、「者（公的年金等）」を「もの（公的年金等）」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第4項中「雑損控除額」を「、雑損控除額」に、「又は施行規則」を「又は」に改め、同条第5項中「前年中」を「、前年中」に改め、同条第8項中「賦課期日」を「、賦課期日」に改め、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項中「次の各号に」を「次に」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番

号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同条第3号中「前各号に掲げるものを除く外」を「前2号に掲げるもののほか」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項各号列記以外の部分中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」

に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第13条の4第1号中「法」を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和7年改正前の法」という。）」に改め、同条第2号イ中「同年度分の固定資産税について法」を「同年度分の固定資産税について令和7年改正前の法」に改める。

（川西市都市計画税条例の一部改正）

第2条 川西市都市計画税条例（昭和31年川西市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項に見出しとして「（法附則第15条第37項の条例で定める割合）」を付し、同項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第17項第1号中「法」を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和7年改正前の法」という。）」に改め、同項第2号イ中「同年度分の固定資産税について法」を「同年度分の固定資産税について令和7年改正前の法」に改める。

附則第20項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

（川西市国民健康保険税条例の一部改正）

第3条 川西市国民健康保険税条例（昭和35年川西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の川西市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の川西市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する適用区分)

第5条 第3条の規定による改正後の川西市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。